

# 保育の必要性の認定手続きについてのご案内

## 1 認定の手続きについて

### (1) 「保育の必要性」の認定とは

「保育の必要性」の認定（以下、「認定」という）とは、市区町村が保護者からの申請を受けて、お子さんの年齢や「保育の必要性」などの客観的な基準に基づいて行うものです。認定をもとに、子育てのための施設利用について給付（無償化）を行います。認定を受けるためには、世帯の保護者全員が裏面の「3 認定の要件および証明書類について」に記載されているいずれかの要件に該当していることが必要です。

※認定は、預かり保育の【登録利用】を保証するものではありません。

### (2) 提出書類

- ① 認定申請書（幼児保育課窓口、各幼稚園で配布、または区 HP でダウンロードできます）
- ② 個人番号確認書類申請者（世帯の保護者全員）の個人番号（マイナンバー）の確認できる書類のコピー  
 (例) ・マイナンバーカード ・個人番号通知カード ・住民票の写し
- ③ 身元確認書類  
 【写真付なら1点】 (例) ・運転免許証 ・パスポート ・障害者手帳  
 【写真なしなら2点】 (例) ・健康保険証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書
- ④ 「保育の必要性」の証明書類（要件に合わせて必要書類をご提出ください。）

【認定】要件		証明書類（世帯の保護者全員分が必要です）
就労（予定含む） 〈給与所得者〉	月48時間以上の就労をしている	*全ての勤務先における在職・採用内定証明書
就労（予定含む） 〈自営業者〉		①*全ての勤務先における在職・採用内定証明書 ②営業許可証、開業届又は資格証明書等のコピー
就学	学校教育法に規定された学校等に在学している	①*就学内容状況書 ②在学証明書 ③カリキュラム
求職活動	求職活動を継続的に行っている	*求職活動状況申告書
疾病	疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神もしくは身体に障害を有している	*診断書
障害		障害者手帳のコピー
妊娠・出産	妊娠中または出産直後（出産日から起算して57日目を経過する月の末日まで）である	母子健康手帳の表紙及び出産予定日のわかるページのコピー
看護・介護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護または看護している	①*介護状況申告書 ②介護を受ける人の診断書・障害者手帳・ケアプラン等のコピー
その他	育児休業取得時の継続利用	*全ての勤務先における在職・採用内定証明書 【証明書内「⑩育児休業期間」への記入が必要となります】
	その他法令で定めるもの	DV・虐待・災害復旧など 必要書類は入園相談係に問い合わせのうえ、決定

※きょうだいで認定の申請をする場合、各提出書類は世帯で1部の提出でかまいません。

※「②個人番号確認書類」で「マイナンバーカード」を同封する場合、「②身元確認書類」は不要となります。